

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、 なんば市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日 に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	N i l s M a r t i n B ä c k
送 達 す る 文 書 の 文 書 番 号	大財な収第7064号	